

Title	ペルー初期移住者の「転耕・転住・転航」：海外移民の空間的移動と史料
Sub Title	Migration pattern of early Japanese immigrants to Peru : analysis of diplomatic documents and immigrants' letters to their families
Author	赤木, 妙子(Akagi, Taeko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1998
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.2 (1998. 3) ,p.83(283)- 121(321)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980300-0083">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980300-0083</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ペルー初期移住者の「転耕・転住・転航」

## —海外移民の空間的移動と史料—

赤木妙子

はじめに

近代における日本人海外移民、とくにアメリカ大陸地域へ向かった移民の「<sup>(1)</sup>移動」に関して、これまで多くの先行研究が蓄積されてきた。しかし、それらは、当然のことではあるが、「外交文書」に代表される公の史料に基づく研究であり、移民個人の動きを具体的に追った上でのものではなかった。

代表的な移民研究史料である、日本国外務省外交史料館所蔵史料中には、移民の「<sup>(2)</sup>移動」に関する多くの史料が含まれているが、その中心をなすのは旅券発給記録や各種統計資料であり、これらを利用してることで、移動の全体像が描かれてきたのである。今後の移民研究にとって必要なのは、これまでの研究蓄積をふまえた上で個別事例を積み重ねてゆくことであると思われるが、外交文書にあらわれる「個別的」移動は、「事件」としての移動—移民契約違反としての「転耕」や国際法規違反の「転航」など、外交上の問題と外務省が判断した移動—に限定される。それゆえに、事件の「時点」における史料であるという、史料としての「同時代性」は保証されるものの、移民各人の個人史的な時間枠をカバーしての移動を把握することや、「事件」としてとりあげられない移動を読みとることは、甚だ困難であると言わざるを得ないのである。

移民個々人のレベルでの移動をあきらかにするためには、「私」側の資史料を利用することになるのだが、今日あきらかになっているいくつかの「日記」や「書翰」を除けば、その多くが、後年の回顧録や口述資料である。

そういうった資料が、同時代性という意味で、その利用に注意を要するものであることは言を俟たないであろう。<sup>(4)</sup>

しかし、断片的で、また量的にもけして多いとはいえないが、「同時代的」に個別の移動情況をかいま見ることができる史料群が、外交史料館に存在している。本稿では、それを利用することによつて、公文書のレベルで把握されてきた移民の「移動」のダイナミズムに、個人レベルの具体性を肉付けする作業を試みるものである。

### 一、史料の概要

外交史料館所蔵史料は基本的に「公文書」であり、渡航後の移民「個人」の姿を追うことのできる史料は、ほとんど含まれていない。しかし、例外的に、そういった「個別的」事例を示す「同時代史料」が綴り込まれたファイルが存在している。「外国渡航日本人居所不明者」に関するファイルがそれであり、海外に渡航してのち音信不通になつている者の所在搜索を、家族・親族、あるいは関係者が公権力に依頼した場合の関係書類が綴り込まれたものである。多くの場合、搜索対象者やその周辺の人物が海外から送付した書翰や写真などが、搜索の手掛かりとして提出されており、本来ならば伝存すること

のなかつたような、移住者本人の書翰などを見いだすことができるのである。

居所不明者の搜索を希望する場合、一般的には、居住地の町村役場（あるいは警察署）などに「願書」を提出し、それが県庁を経由して外務省に転送される。外務省（通商局）では、提出された手掛けり、その他の情報を整理した上で、搜索区域を決定し、その後、該当する在外公館に搜索を依頼する。こうした過程で交わされた往復文書の原本、写、控などが、現在、外交史料館に保存されているのである。ただし、書翰などの提出資料は希望者には返戻されており、その際に必ず写をとつてゐるわけではないことや、調査が長期間にわたつた場合、同一ファイル内に綴りこまれていないこと、また、大正一年（一九二二年）に外務省の史料分類方法が変更され、ファイルの綴り直しが行なわれてることなどにより、搜索の開始から終了までのすべてを復原することが難しいケースも存在する。

明治四一年（一九〇八年）から大正七年（一九一八年）度までの調査にかかる史料は、「外国（布哇ヲ除ク）渡航日本人居所不明者取調及帰国又ハ送金説諭ニ關シ各府県申請雑件」（年次別ファイル）と、ハワイのみを抜

粹した「布哇国出稼本邦人住所生死取調雑件」および「布哇国出稼本邦人帰国又ハ送金説諭方申請雑件」ファイルに分類されている。大正八年以降のものは「在外本邦人所 在捜査及帰国送還等ニ関スル説諭方申請雑件」ファイルに、搜索対象者の頭文字のアルファベット別に綴じられている。これらファイルの「件名」からわかるように、居所搜索の目的は、帰国や留守宅への送金依頼を本人に連絡することにあつた。しかし、取調の結果、搜索対象者の死亡が確認され「帰国又ハ送金説諭」が「遺産処分」に変更する場合もありえる。そういうたケースの場合、調査開始当初の分が帰国・送金ファイルに、死亡確認後のものは後述する死亡関係ファイルに、と別々に綴じられていたり、あるいは、関係書類全体が死亡関係ファイルに綴り直されることもある。死亡関係ファイルには、明治四一年から大正五年頃までのものをファイリングした「在外本邦人死亡雑件」(年次別ファイル)と、それ以降のものをファイルした「在外本邦人死亡及遺産関係雑件」(頭文字のABC別ファイル)の二種類がある。

二、「外国渡航日本人居所不明者」中のペルー移住者

搜索対象者の渡航地域は全世界にまたがっているが、本稿では、ペルー移民、とくに初期移住者の<sup>(7)</sup>「移動」に焦点を絞つて考察することとし、前述の六つのファイルのうち、一九〇八年から一九一八年の調査にかかる「外国(布哇ヲ除ク)渡航日本人居所不明者取調及帰国又ハ送金説諭ニ関シ各府県申請雑件」ファイル(以下、当ファイルを「不明者ファイル」と呼ぶ)に限定して分析をすすめてゆく。アメリカ大陸へ向かつた日本人移民のなかでも、ペルー移民は、その流動性において抜きんでた存在であつたからであり、また、ペルーが南米における最初の契約移住地であることにより、他地域への「転航」という点において先鞭的事例を含むと考えられるからである。

「不明者ファイル」各冊の冒頭には、「照会先」「原籍」「氏名」「摘要」等の項目が立てられた「目次」がつけられている。しかし、単純な書写ミスのほか、複数の搜索対象者のうちの一名しかあげていなかつたり、対象者ではなく出願者の名前が掲載されてる場合などがあり、ま

た、その「照会先」としてあげられているのは、搜索開始時点で外務省が把握していた対象者の最終移動地点を管轄している在外公館の所在地にすぎず、必ずしも搜索対象者の当初の渡航先をあらわしていない（最終移動地点ですらない場合もある）ことも多いなどの理由により、「目次」の記載内容は基本的に利用せず、不明者ファイルに登場する搜索対象者すべてを、「ペルー移民データベース」<sup>(9)</sup>とつきあわせて、分析対象となるペルー移民を抽出した。

抽出結果が、【表二】にあげた六五人となる。一から五四がいわゆる出稼移民で、渡航回順に並べてある。つづく五五・六五は非移民（自由渡航者、および、船員）である。

以下、本稿では、その「空間的移動」に焦点を絞つて話しををすすめる。六五名のうち、六名については、ファイル内の史料だけでは詳細がわからず、その他の資料を利用しても足取りがつかめなかつたため、ペルー渡航後に搜索願が提出された事例である、としか言うことできない。残りの五九名については、情報量の多寡により復原の程度に差が見られるが、ペルー入国後の足取りを、ある程度復原することができ、うち一二名について

て、国境を越えた移動（転航）が確認された。

第三章では、この他国への「転航」を軸として分析をすすめる。初期移住者の「転航」については、それを「事件」としてあつかつた外務省の「調書」「報告書」が多数残されているためで、そこで描かれた類型に、「不明者ファイル」による具体的な足取りを肉付けしてゆくものである。

### 三、ペルー初期移住者の移動

#### ①ボリビア方面への移動

ペルーからの「転航」と言って、まず思い浮かぶ行き先がボリビアである。実際、日本人初のボリビア移住といわれるものは、ペルーからの転航の形をとつていた。

一八九九年四月にペルーに到着した「第一航海」移民の多くが、到着早々、配耕先の各耕地で騒擾を起こしている。その際、耕地を逃亡しカヤオ港 Callao に集まつてきた移民と、リマの南方カニエテ郡のカサ・ブランカ耕地で同業罷免等を起こしていた移民のうち、森岡商会の斡旋を受け入れてボリビアの護謨林に向かつた九一名が、ボリビア移民の嚆矢となつたのである。しかし、当時は日本とボリビアの間は条約未済であつたため、政治的判

【表二】「外国渡航日本人居所不明者」中のペルー移民一覧

凡例 1・ID 1～54 の出稼移民については、渡航後最初に入った契約耕地をあげてあるが、明治殖民会社取扱移民（航海のあとに「M」と記載）中、違法配耕により契約耕地に入っていないことが確認されたものについては、契約耕地欄に「×」印を記入した。

凡例 2・移動欄は、搜索願出時点の所在を基準に、搜索の結果判明した移動を「」内に、その他の史料により判明した移動を「」内に記載している。

ID	氏名	原籍	渡航年次（航海）	搜索願	耕地所在県	契約耕地	移動
1	藤井作蔵	山 口	一八九九年一月 第一航海	一九〇八	リマ県リマ郡 ラ・エストレ ヤ耕地	Mexico? 「チカマ原野（ラ・リベル タ一県）」→「ラワカ耕地（チャンカイ 郡）」	
2	鶴下松之助	山 口	一八九九年一月 第一航海	一九一五	リマ県リマ郡 カウデビーヤ 耕地	〔↓帰国〕	
3	諏訪長太郎	新潟	一八九九年一月 第一航海	一九一八	リマ県カニエ 郡 ランバイエケ	↓「アントファガスタ港（Chile）」→「ト コピヤ（Chile）」→「カニエテ耕地（カニエテ郡）」→「コ ヤワシ銅山（Chile）」→リマ市	
4	中尾重吉	佐賀	一九〇三年六月 第二航海	一九一二	カサ・ブラン カ耕地	〔↓カニエテ耕地（カニエテ郡）〕→「ワ チヨ市（チャンカイ郡）で死去」	
5	秦 常太郎	福岡	一九〇三年六月 第二航海	一九一二	ランバイエケ 県 ランバイエケ	〔↓カニエテ耕地（カニエテ郡）〕→「ワ チヨ市（チャンカイ郡）で死去」	
6	高瀬浪吉	福岡	一九〇三年六月 第二航海	一九一二	ツマン耕地 ツマン耕地	〔↓カニエテ耕地（カニエテ郡）〕→「ワ チヨ市（チャンカイ郡）で死去」	
7	関山重太郎	県 ランバイエケ	一九〇八年 第二航海	一九〇八	ツマン耕地 ツマン耕地	〔↓カニエテ耕地（カニエテ郡）〕→「ワ チヨ市（チャンカイ郡）で死去」	



29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
谷口円治	門正治	玉田浅太郎	石毛栄	鈴木茂一郎	鈴木庄三郎	河野郁三	奥田貞一	沢井源治郎	内藤清太	酒井庫治
福井	福井	新潟	千葉	千葉	宮城	山口	広島	滋賀	山梨	新潟
一九〇九年 第六航海【M】	一九〇八年九月 第六航海【M】	一九〇八年九月 第六航海【M】	一九一三年九月 第六航海【M】	一九一八年九月 第六航海【M】	一九〇八年九月 第六航海【M】	一九〇八年四月 第五航海	一九〇八年四月 第五航海	一九〇八年四月 第五航海	一九〇七年一月 第四航海【M】	一九〇七年一月 第四航海【M】
一九〇九	一九〇九	一九一四	一九一三	一九一八	一九二六	一九〇九	一九一四	リマ県チャンカイ郡	アンカシ県 タンボパタ 郡) ↓ [Peru 国内で死去]	一九一三 ブーノ県 タンボパタ リベラルタ (Bolivia)
ブーノ県	ブーノ県	ブーノ県	リマ県チャンカイ郡	リマ県チャンカイ郡	リマ県チャンカイ郡	タクナ県	サン・ニコラス耕地	トマシリ耕地	タクナ市 (Chile) で死去	タクナ市 (Chile) で死去
[護謨林] ×	[護謨林] ×	[護謨林] ×	エスキベル耕 地×	エスキベル耕 地×	エスキベル耕 地×	マグダレナ・カオ耕地 (ラ・リベルタード県) → [Argentina]	サン・ハシント耕地 (アンカシ県) ↓ [リマ市] → [サン・ハシント耕地]	サン・ニコラス耕地 (チャンカイ郡) ↓ バーチレー (USA) ? → [リマ市] ↓ リマ市	サン・ニコラス耕地 (チャンカイ郡) ↓ カルメロ (ラ・リベルタード県サラベリー近郊) で死去?	サン・ニコラス耕地 (チャンカイ郡) ↓ カルメロ (ラ・リベルタード県サラベリー近郊) で死去?
サン・アグステイン耕地 (リマ郡) ↓ リマ市	サン・アグステイン耕地 (リマ郡) ↓ リマ市	サン・アグステイン耕地 (リマ郡) ↓ リマ市	サン・アグステイン耕地 (リマ郡) ↓ リマ市	サン・アグステイン耕地 (リマ郡) ↓ リマ市						

ペルー初期移住者の「転耕・転住・転航」



41	新田今朝作	一九〇八年一〇月	タクナ県	トマシリ耕地	バラグランデ耕地 (Chile) → タクナ市 〔Chile〕「同地在住」→ [イキケ港 (Chile) で死去]
42	大橋外治郎	一九〇八年一〇月	滋賀	福島	第七航海 [M]
43	斎藤 勇	一九〇九年六月	一九一七	タクナ県	〔タンボパタ 護謨林〕
44	湯中虎藏	一九〇九年六月	一九一六	リマ県チヤン カイ郡	〔→ バランカ町 (チヤンカイ郡)〕
45	三品丈千代	一九〇九年九月	一九一六	リマ県チヤン カイ郡	〔→ チンボテ港 (アンカシ県)〕
46	舛山佐一	一九一〇年一月	一九一八	サン・ニコラ 地	〔→ バランカ町 (チヤンカイ郡)〕
47	高道三郎	一九一〇年一月	一九一八	サン・ハシン ト耕地	〔→ Argentina 「→ Uruguay → France〕
48	白川浜之進	一九一〇年三月	一九二二	リマ県チヤン カイ郡	↓ バランカ町 (チヤンカイ郡) → チンボ ン・ニコラス耕地 → リマ市ミラフロー レス町
49	田中豊造	第十三航海	一九二二	リマ県カニエ テ郡	カサ・ブランカ耕地 (カニエテ郡) → 〔アローナ耕地 (カニエテ郡)〕 → [帰国]
50	赤木作蔵	香川	一九二二	カニエテ耕地	Brazil? 「サンタ・バルバラ耕地 (カ ニエテ郡)」 → [ピスコ港 (イカ県)] ↓ 〔ハウハ (フニン県) で死去〕
51	佐藤祐丸	鹿児島	一九二二	ナランハル耕 地	↓ カヤオ港 → リマ市
		第十五航海	一九一〇年七月	リマ県チヤン カイ郡	〔→ 帰国?〕 「→ ソノラ州鉱山 (Mexico)」
		第十五航海	一九一〇年七月	サン・ニコラ ス耕地	〔→ ソノラ州鉱山 (Mexico)〕
		一九一六	一九一六	リマ県チヤン カイ郡	

52	遠藤惣之助	宮城	一九一二年八月	一九一八	リマ県カニエ テ郡	カニエテ耕地	—
53	小林藤松	福井	一九一二年八月 第二十三航海	一九一七	リマ県カニエ テ郡	カニエテ耕地	カサ・ブランカ耕地 市→アレキパン市(カニエテ郡)→リマ タ(Bolivia)→リニダード(Bolivia)↓ 「ローマ(Bolivia)」
54	伊藤藤太郎	福島	一九一四年七月 第三十四航海	一九一八	リマ県チャン カイ郡	パラモンガ耕 地	カヤオ港→Australia→「海上遭 難?」
55	伴龍	東京	一八七四年 自由渡航	一九一〇	Germany 経由 Peru ← 「リマ市内 で死去」	—	—
56	大関昌之助	神奈川	一八七四年頃、一九〇〇 年頃、および一九〇三年 頃、自由渡航	一九一八	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina)→ リマ市→イキケ (Chile)→ブエノス・ アイレス市 (Argentina)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)
57	木村儀助	新潟	一九〇六年 自由渡航	一九〇九	笠戸丸船員→カヤオ港上陸「同地で死 去」	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)
58	中尾小三郎	静岡	一九〇六年、船員 として寄港	一九一一	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)
59	関根芳一	埼玉	一九〇七年 自由渡航	一九一八	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)
60	秋山孝之助	茨城	一九〇七年 自由渡航	一九一	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)
61	菅真道	唐沢宇三郎	一九〇八年六月 自由渡航	一九〇八	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)	リマ市→ブエノス・アイレス市(Argentina) ↓サン・パウロ市 (Brazil)
62	—	—	—	—	リマ市→護謨林→ブエノス・アイレス 市(Argentina)「同地在住」→「タラパス (Chile)」で死去】	リマ市→護謨林→ブエノス・アイレス 市(Argentina)「同地在住」→「タラパス (Chile)」で死去】	リマ市→護謨林→ブエノス・アイレス 市(Argentina)「同地在住」→「タラパス (Chile)」で死去】

63	石橋隆増	千葉	一九〇九年 自由渡航	一九一八	Peru → ブエノス・アイレス(Argentina) 「同地在住」
64	土屋 賢	千葉	一九〇九年四月 自由渡航	一九一三	リマ市 → タンボ・パタ護謨林 → 「リベルタ (Bolivia)」
65	田井佳太郎	東京	一九〇九年九月 自由渡航	一九一一	タンボ・パタ護謨林「同地在住」→ 「リマ市」

断から該移民の引き揚げが画策され、数名の残留者を除いてみなペルーに連れ戻されたといふ。<sup>(11)</sup>

こうして、最初の護謨林行き労働者斡旋は失敗に終わつたものの、当時成長期にあつたアマゾン地域の天然ゴム産業に、日本人労働者もまた、引きつけられずにはいられなかつた。一九〇五年、リマ在住の田鎖吉郎がインカ・ゴム会社との間に労働者移入契約を交わし、同年一月に、森岡商会扱いですでに渡航していた移民のうちから一二名を送り込んでいた。森岡商会に遅れてペルー移民事業に参入した明治殖民会社は、田鎖から移民供給権を譲り受けると、一九〇七年以降、インカ・ゴム会社のタンボ・パタ・ゴム園に、多いはイリヴェリーカ会社のインバリ・ゴム園に、多数の契約移民を送り込んでいくのであつた。<sup>(12)</sup>

阿部清（【表二】一八）・酒井庫治（同一九）・内藤清太（同一〇）らが、明治殖民会社扱いでタンボ・パタ地域に入植した最初の契約移民である。ただし、この護謨林行きの第一回移民は、当初からゴム採取業に従事できたわけではない。彼ら第四航海移民は一九〇七年二月八日にペルーに到着したのだが、この時期、護謨林のあるアマゾン地域は雨季であつた。ために「道路悪シクナレルト食糧輸送ノ驛馬缺乏シ今直ニ一行ヲ護謨林ニ入込マシムル能ハザル事情アルニヨリ護謨林ヲ距ル約八十哩ノ北方ナルサンント、ドミニゴ鑛山マデ送入」したのである。<sup>(13)</sup> 明治殖民会社は、その後も度々、護謨林入植にからんだ「問題」を引き起こし、そのため、多くの「外交文書」が残されているのだが、奇しくも、それによつて

【表二】一八の阿部清のその後の消息を知ることができ

るのである。つぎにあげるのは、阿部清が「秘露タムボ  
パタ労働者総代」として、リマの日本帝国領事館宛に  
送った書翰の一部である。

〔前略〕一昨四十年十一月中送金方ヲ在里馬府明治植  
民会社支店へ依託致シ候処爾來壹ヶ年有余モ着金致  
サザル旨毎便日本在留守宅妻子ヨリ通知有之候故先キ  
ニ該会社へ照会致シ候ニ昨年二月二十三日重役川村八  
十武氏為替金六千七百「ソール」ヲ携帶帰国シタル旨  
ノ回答有之候故其ノ旨各自ノ家族へ通知致シ候処同氏  
ハ一向預り知ラザル旨家族ノ者ノ照会ニ対シ明言回答  
セラレタリ實ニ其送金行衛不明ニシテ移民ノ迷惑此上  
ナク殊ニ内地ニアル妻子ノ者共餓死スル境遇ニ立至リ  
候〔以下略〕<sup>(14)</sup>

この訴えをうけたりマの野田通訳官が一九〇九年一月に  
本省に対し「明治植民合資会社取扱移民送金ノ延着及  
不着ニ関スル件」<sup>(15)</sup>を報じ、「事件」が表面化したのであ  
る。こうした送金をめぐるトラブルや、後述する配耕違  
反など、さまざまな「問題」を起こしたことにより明治  
植民合資会社は、一九〇九年には業務停止処分を受けて

いるが、送金未着遲着問題が個人レベルでどこまで解決  
したのかは不明である。

一九一〇年六七月頃、「第一回移民阿部清外五十四  
名ノ如キハ支配人ト直接契約ノ上サント、ドミンゴヨリ  
アステイエロニ至ル八十七哩間ノ道路電話線ノ修工ニ從  
事」<sup>(17)</sup>したという史料がある。そこからは、移民たちの中  
心となつて活躍する阿部清の姿が見いだせるのだが、翌  
一九一一年には、留守宅の妻・キヌから「夫清ナルモノ  
明治四十年頃秘露國ヘ渡航シ爾來留守宅妻子ヘ音信ヲ絶  
チ且ツ養育費金ヲ送ラザル為メ曩ニ「キヌ」ヨリ清ヘ御  
説諭方」が出願されている。阿部清からの送金は、結局  
届かなかつたということであろうか。一九一三年、キヌ  
は再度、清の「帰國説諭」方を依頼しているが、清は説  
諭には応じなかつたようである。一九二四年三月、リマ  
市の南、カニエテ郡のサンタ・バルバラ耕地での死亡が  
確認できる。<sup>(19)</sup>

一九〇八年の明治植民会社による第二回移民（第六航  
海）は、護謨林行きと海岸部の綿花耕地との入植契約で  
渡航したのであるが、その際、明治植民会社は、契約以  
外の耕地に移民を配耕するという「違法配耕」事件を起

こしたのである。【表二】二四～二九が第六航海移民であるが、いずれも、契約耕地には配耕されていない。<sup>(20)</sup> とくに、護謨林行き契約移民の反撥はすさまじく、護謨林以外への配耕を拒否してそのまま同じ船で帰国した者も三八名にのぼっている。それほど、当時、ゴム景気は知られていたのである。明治殖民会社は第七航海を最後に解散に追い込まれ、直接、日本から護謨林にやつてくる契約移民はいなくなつたが、ゴム景気に誘わられて自主的に「転耕」してくる移民がつづいていった。一九〇六年に渡航し、リマ近郊チャクラ・セロ耕地に配耕されたいた向井寛太郎（【表二】一二）や、自由渡航者の土屋賢（同六四）などは、自ら護謨林をめざして「移動」している。一九〇九年に自由渡航した田井佳太郎（同六五）に至つては、渡航自体が「護謨業研究ノ為メ」であった。

しかし、天然ゴム景気は一九一二年頃をピークに次第に衰退し、護謨林に集まつていた労働者も、やがて各地に散つていくことになる。前述のように阿部清は海岸沿の耕地に転じ、内藤清太（【表二】二〇）はリマ首都圏へと移動してゆくことになる。

一九〇七年渡航の内藤の郷里では「数回ノ文通アリタルモ明治四十三年以后更ニ消息ニ接セズ」一九一二年、

父親が捜索方を願い出ている。その時点では所在をつかむことはできなかつたが、一九二一年頃になつて「本人内藤清太ハ南米秘露國カリヤヲ港街ガルベス三十七番地谷口申ス商店ヨリ商品ヲ仕入レテ行商シ居ル」という「根拠アル風聞」を得た親族が、再び外務省に対して「歸國御説諭願」<sup>(25)</sup> を提出した。それを受けて、以下のような回答が示されている。

本件ニ関シ客年二月九日附通三送第四號ヲ以テ御申越ノ趣敬承依ツテ全人ト取引関係ヲ有スル當國「カリヤオ」港「ガルベス」街三十七番地谷口ニ就キ取調候處内藤清太ハ日下里馬州「ウワチヨ」大和屋旅館ニ居住ノ趣確メタルニ付實父ヨリ願出ノ旨ヲ述べ早速帰国スル様再三通達致候得共今以テ何等回報致越サス察スルニ全人ハ差當リ帰國ノ意志ナキモノト認メラレ候「以下略」<sup>(26)</sup>

護謨山を下りリマ首都圏に出てきた内藤は、当初、ベントドールと呼ばれる行商人をしていた。行商人の行商範囲は広く、アンデス山中の街々を売り歩いた日本人の存在も知られている。内藤の場合は、リマ北方の町ワチヨ

Huacho 方面で活動していた。その後は、海岸部の耕地で「監督」<sup>(27)</sup>となり、最期は「交通事故ニテ死去」したことが知られる。

以上の二例は、護謨山を西に下り（厳密には、アンデス山脈があるため、上って下るのであるが）ペルー海岸部へと下りていったものであった。しかし、護謨林はペルー——ボリビアの国境地帯、マードレ・デ・ディオス河畔に広がっており、日本人移民が「聖母河」と呼び慣わすこの河をそのまま東に下れば、そこはボリビア国なのである。

一九〇七年渡航、タンボパタ護謨林入殖の酒井庫治（表一）一九）は、一九一三年二月二十二日南米ボリヒヤ國リベラルタ発ノ書状<sup>(28)</sup>を故郷に送っている。一九〇九年の自由渡航者で、「リマ市へ上陸労働及商業に從事候處其の后全國タンボハタ、チラパタ、エンカ會社に雇はれ」<sup>(29)</sup>ていた土屋賢（同六四）も、一九一四年の搜索の結果、「ボリヴィア国（Bolivia）ニ轉住シリベラルタ（Riberalta）河港ニ於テ商業相當ニ居リ候旨判明」<sup>(30)</sup>している。マードレ・デ・ディオス河とその支流であるタンボパタ河の合流地点は、ペルト・マルドナード（Puer-

to Maldonado）という河港になつてゐるが、その「マルドナド河港ヨリ流ヲ下リテ一日スレバ「ボリヴィア」國ニ入ル、尚ホ一週日ヲ下レハ同國ノ「リベラルタ」ニ達ス」<sup>(31)</sup>るのである。一九一一年頃には、八〇名ほどの日本人が「皆相當ノ職業ヲ得テ労働シツ、」あつたといふ。一九一二年渡航の小林藤松（表一）五三）は、同年一〇月、リマ南方のカサ・ブランカ耕地に配耕され、翌一九一三年の四月二九日付で「里馬府」から郷里の家族宛に書翰を発送している。タイミング的に、半年の契約を無事終了してリマに出てきたと考えるのが妥当だろう。同年八月二一日付の書翰は「アレキッパ一市」（Arequipa）発になつてゐる。そして、二月一九日付書翰は「ボリビヤ國リベラルタ」発であった。つぎの一九一五年二月一八日「ボリビヤ。ツルニニータ市」発の書翰が最後の音信であり、一九一六年一二月に搜索願が出されたのである。一九一七年、搜索の結果、小林は「ツリニダード（Trinidad, Beni, Bolivia）ノ附近ノ片田舎ローマ（Roma）ト称スル處ニ當國ノ婦人ヲ妻ニ致シ」<sup>(32)</sup>て暮らしていることが確認された。当初は市内で「大工及木挽ヲ兼業」<sup>(33)</sup>していたようだが、「現今ハ同胞經營ノ一農場ニ厄介」になつており「故國ノ事ハ少シモ念頭ニ無キ

様子<sup>(35)</sup>」であるという。トリニダード市は、リベラルタから少し下流で聖母河と合流しているマモーレ河をさかのぼったところにある町で、一九一〇年頃から日本人が住み着きはじめていた。<sup>(36)</sup>

その移動速度からみて、小林は護謨林労働には就労していないと考えられる。小林の「転航」は、護謨山を下りた先行移民によりつくられていたネットワークをたどつての移動であり、移動先で「同胞經營ノ一農場ニ厄介」になっていたように、先行移民によつてつくられたいた日系社会が後続移動者の受け皿となつたのである。

## ② ブラジル方面への移動

ペルーからブラジルへの動きも、ボリビアと同様、アマゾンの護謨林を目指すところからはじまつたものと考えられる。

一九〇八年一〇月、第七航海移民として渡秘した高知県出身の富永政太郎（【表二】三二）は、ペルー北部のランバイエケ県にあるポマルカ耕地に配耕された。同耕地は、多くの移民が契約満了を待たずに脱耕した問題耕地として著名なところであるが、森岡扱いの半年契約であつた政太郎は、一九一〇年九月まで二年間を同一耕地

で「稼業<sup>(38)</sup>」して旅費を蓄え、同年一一月末、アンデスを越えたペルー・アマゾンの中心都市イキトス Iquitos に到着している。一二月二七日付の両親宛の書翰には、以下のように書かれている。

〔前略〕年々送金致可キ筈ニ御座候所種々好土地を詮議仕リ付てハ旅費ニト貯蓄シ結課其ノ意ヲ得ズ今ニ於御心痛致居候段深ク御推考被下度候然ニ當国南部方面ニテハ當抵整功之見込無之付テハ先達御通知之如ク當國（パカスマヨ港）ヲ去ル五百除里之所（意汽渡市）ニ五六名之組ニテ赴候所國太郎ニモ面会致久キブリト互ニ手ヲ堀リ両方共ウレシキ涙ヲ流し候大ナル困難心苦ヲ凌ギ當市ニ參候處、該地當國七分ノ富タル土地故商業ハ申迄モ有之勞働サエモ一日三四円之処ニテ実ニウレシキ事ハ此上無キ次第ニテ御座候付テハ無病ナレハ整功之見込有之候然ニ當地へ着ヤ否□人ニ聞ク所ニ拠レハ國太郎ハ駄課子業ヲ初メ甚金モヲケ致居由ニ候所委細國太郎ヨリ承レハ事実故是非共ニ働ケト申候ヘ共全氏モ三人組ノ商業故私ハ他ニ働居候折柄（ゴム山）ノ事業ニ雇ハレ付テハ秋田縣人静岡縣人ト三人打連（意氣渡市）ヨリ六日汽船ニテ下リ（ブラジル）

ある可能性が高いことが報告されるのである。<sup>(40)</sup>

ノ（ゴム山耕地）ニ赴目的ニ候処右様国太郎トモ談合致候ヘハ全氏目下降雨ノ為目下見合小生ト全業ヲ勧来春三四月頃ニ赴テハ如何ト申候ヘ共私ハ先達赴申小生ノ返事ニ拠國太郎モ立赴事ト致居候間御承知被下度候來春二月初旬ニハ國太郎ト半額出合ニテ送金仕候間何卒御受納被下度候【以下略】<sup>(39)</sup>

イキトスで再会した「国太郎」とあるのは、同じ第七航海者として同村から渡航していた戸田国太郎のことである。政太郎と同じくポマルカ耕地に配耕されたのち、政太郎に先行して耕地を離れ、イキトスで菓子売をしていたものである。書翰には、この国太郎と共に「（ブラジル）ノ（ゴム山耕地）」に向かう旨が記載されているが、その後、六年間、音信がなく、一九一六年に至つて所在搜索願が出されたのである。

搜索の結果、確かに一九一一年に、政太郎はイキトスを離れていることが確認された。そして、一九一四年頃にペルー・アマゾン中の「リオ、ハケラナ、ドス、レンガス（Rio Jaquerana Dos Lenguas）」というところで「護謨採取ニ従事」していた日本人が「小舟ヨリ河中ニ落込ミ」行方不明になつており、それが、富永政太郎で

池田の報告書には、他に、政太郎と共に護謨採取業を行なつていたが、政太郎より半年前に事故死している「青木某」、政太郎が護謨採取をしていたと同じハケラナ川流域のバタンといふ地に住む「小針、間野両氏」といった人物が登場する。「青木某」については、青木姓の契約移民が多数いるため、現在のところ、特定することができていない。「小針」は、明治殖民会社扱いの第六航海移民・小針清吉（福島県人）と考えられる。これまでにも何度か記述したように、同航海移民は、契約耕地には配耕されていない。そのため、契約上はリマ近郊のエスキベル耕地に配耕されるはずだつた小針がどこに配耕されたのか不明であり、そのため、ペルー・アマゾンにやつてきた経路もわからない。

一方の間野ニニは第三航海でチャクラ・セロ耕地（リ

マ近郊)に配耕されていた福岡県人である。富永政太郎が「當國(パカスマヨ港)ヲ去ル五百除里之所(意汽渡市)」と書いているように、ペルー北部海岸沿いの耕地に配耕された移民がイキトスをめざすルートは、パカスマヨ港 Pacasmayo から直接東に向かい、カハマルカ Ca-jamarcia を経由してアンデスを徒歩で越え、マラニヨン河やワヤガ河を利用する道がメインであった。しかし、リマ近郊からの場合は、中央線鉄道によつてアンデスを越えるというルートが一般的である。間野一二は、前節で登場した向井寛太郎(表一)一二とは同航海・同耕地で、出身村も隣りあつており、向井がチャクラ・セロ耕地からボリビアとの国境にひろがる護謨林地域に転耕した際に、間野も同行していたと仮定すれば、アンデス方面に至るルートが浮かびあがつてくる。そして、これら日本人移民がたどつたと思われるルート上には、なんらかの理由でそこにとどまつたひとびとの「足跡」が残されていくのである。

【表一】三〇の新村栄助も、富永政太郎と同じく、第七航海でポマルカ耕地に配耕された移民であり、契約

「満約」後、イキトスにきて「氷販売業」を営んでいた(44)が、その後「大正三年五月五日当市發足、ユリマグア町ノ上流タラポート町ヨリ陸路三日位ノ地(地名不明)ニ於テ農園ヲ開キ勉励致」しており、その農園には「新村栄助、全縣人平野栄吉、福岡縣人一航海移民松尾長藏」の三名がいる(45)という。

前述・池田孝造を中心とする一二名のイキトス在住日本人が、一九二〇年代後半頃、「ワヤガ沿岸ユリマグアス町ヨリ「ランチ」一日行程ノ「チペサ」附近」に、五〇〇ヘクタールの土地の払い下げを申請している(46)。一九三五年現在のペルー在住日本人名簿で「サンマルティン州ワヤガ河上流」の日本人を拾い出すと、新村、平野、松尾、池田をはじめとする一二名の名前を見つけることができる。払下地の開墾に成功し、「珈琲綿花栽培牧畜酒造」を手広く行なつていたのである。ゴム景気をきつかけとして日本人移民が集まつていったペルー・アマゾン地域であるが、あるものは、このようにして定着し、その一方では、あるものは、再びアンデスを越えて海岸地方へと戻つていき、また、ある者は、そのままアマゾン河をくだつて、ブラジルへと転航していくのであつた。

(3) チリ方面への移動

一九〇七年一〇月、カヤオ港から汽船パレナ号に乗船し、「智利國タラパカ一縣コヤワシ銅山ニ赴ク本邦労働者ノ一群」<sup>(49)</sup>があつた。日本人脱耕移民を、リマ市内の邦人商店の草分けである橋谷商会が斡旋して送り込んだものである。この件に関して、移民取扱人・森岡真が、一九〇八年三月二三日付けで警視総監に対し次のような上申書を提出している。

嚮ニ拙者取扱秘露契約移民静岡市車町六十七番地有田熊吉保證人水野代吉ヨリ本人熊吉ノ住所不明ニ付其搜索方願出候旨ヲ以テ御示命相成候ニ付當時直チニ在秘露支店ヘ向ケ取調方申遣置候處行違ヒ同支店ヨリノ報告ニヨレバ秘露國里馬市ニ雜貨販賣ヲ業トセル橋谷精熊ナルモノ智利國「アントファカスター」港奥「コヤワシ」銅山ニ労働者供給ヲ約シ窃カニ秘露諸耕地ノ移民ヲ勧誘シ之ヲ該鎌山ニ送ラントスルノ計畫アリ然ニ該鎌山ニ就キ知リ得タル情況ニ照ラシ此出稼ノ不可ナルヲ認メ在秘露帝國名譽領事館及當商會支店等ニ於テモ充分警告スル處アリシニモ拘ハラズ勸誘者ノ甘言ニ惑ヒ左記四十六名ハ秘密ニ秘露ヲ出發シタリ

〔以下略〕<sup>(51)</sup>

森岡真がこの上申書を提出するきっかけになつた「有田熊吉保證人水野代吉ヨリ本人熊吉ノ住所不明ニ付其搜索方願出」であるが、その一件書類は「不明者ファイル」に綴られている。<sup>(52)</sup> 森岡が上申書と共に提出した「秘露行移民轉住者名簿」には、この有田熊吉（【表一】一二）のほか、【表一】四の中尾重吉の名もみることができる。そして、「移民」ではないことから、該名簿には登場していない、一行の引率者・菅真道の存在が「不明者ファイル」によつてあきらかになるのである。

菅真道（【表二】六一）は、自由渡航者として一九〇七年七月にペルーに上陸し、森岡商会秘露支店に寄宿していた。そして、九月、友人二人とアルゼンチンまでの「徒步旅行ヲ企テ」<sup>(53)</sup> ている旨の書翰を親族宛に発信した後、音信が途絶えたため、搜索願が提出された。翌一九〇八年六月付で、在リマの野田外務書記生が搜索結果を報告しているが、それによると、菅は「若干日當國內ヲ旅行」したのみで「無謀ナル」アルゼンチン行きをあきらめて戻ってきたという。そして、今度は「コヤウワシ銅山行移民の監督として」「六十餘名」を引率して再び

リマを出発するのである。一行は、一九〇七年一〇月「十六日智利國アントファガスタ港ニ上陸、翌十七日汽車ニテコヤワシ銅山ニ送遣」それでいる。しかし、「海拔一万数千尺ノ高所」に位置する銅山で、菅監督は、高山病からくる心臓発作をおこし、アントファガスタ港病院に送られる途中の汽車中で死去。同港に埋葬されたのである。

高地の銅山という劣悪な労働条件ゆえに、労働者の大半もやがて山を下つて(<sup>56</sup>)いる。菅監督が下つたと同じルートをたどりてたどり着くのが、港町アントファガスタAntofagastaであり、同地がチリの日本人の集散地のひとつになつていつたのである。【表一】三の諏訪長太郎は、第一航海でリマ南方のカサ・ブランカ耕地に配耕され、その後、一九一七年九月に、母親から所在捜索と帰国説諭が出願されているが、その所在はアントファガスタで確認されている。その際、チリ公使館は「説諭方(57)在アントファガスタ飯尾低一ヲ介シ取計」つてているのだが、この飯尾も、コヤワシ銅山に入山したペルー移民のひとりであった。

コヤワシから下山した移民のすべてが、チリに散つていたわけではなく、たとえば中尾重吉（【表二】四）

ペルー初期移住者の「転耕・転住・転航」

は、一九二二年三月に帰国説諭方の申請が出されたときには、リマ市内で理髪業を行なつており、ペルー国内に戻つていたことがわかる。<sup>(58)</sup>しかし、このコヤワシ一件が、その後のチリ転航を誘発するひとつのきっかけとなつたことは想像に難くないだろう。

一九〇八年五月二一日、第五航海移民九〇〇余名がペルーのカヤオ港に到着している。森岡商会扱いのこれら移民のうち、山口、広島、静岡県出身の一〇〇名が、ペルー最南部・タクナ県の「トマシリ耕地」に配耕された。そのなかに山口県佐波郡小野村出身の河野郁三（【表一】二二三）がいた。入植から一年後の一九〇九年六月、小野村村長から外務省に、河野の「居所取調」を願い出る書面が届けられている。渡航した郁三からの音信が途絶えたことを心配した家族の意を受けてのものであつた。

【前略】（河野郁三からの）書面中秘露ニ於ケル就労耕地 Hacienda Tomasiri ム有之候ヘ共其貼用印紙ハ Chile Correos ルト其消印ハ Tacna ル有之候間地図上取調候處恰モ国境ニテ Tomasiri ハ秘露ニ無之 Chile ニ有之様見受ラレ候【以下略】

小野村村長の書信からわかるように、トマシリ耕地は、実に微妙な位置に存在する耕地だったのである。トマシリ耕地のあるタクナ県（タクナ郡およびアリカ郡）について、野田外務書記生は以下のように説明している。

元来タクナ縣ハ秘露共和國領土ノ一部分ナルガ、秘露、ボリビヤ、智利三共和國間ニ起リタル太平洋戦争ノ結果、世ニアンコーン條約ト称セラル、千八百八十三年十月二十日ノ智利講和修好條約第三條ニヨリ一時之ヲ智利共和國トナスコト、トナセリ「中略」本講和條約批准交換後十箇年間智利國ノ法律及行政ヲ施行スベシ。此ノ期間満了ノ暁ニハ前顯領土ハ斷然智利國ノ領有兼統治ニ歸スベキカ又ハ舊ニ依リ秘露領土ノ一部ニ復歸スベキカハ二郡人民ノ總投票ニヨリ決定スベシ「中略」千八百九十四年ニハタクナ、アリカ二郡ヨリ成ルタクナ縣ノ領土權確定スベキ筈ナルニ前記條約ノ規定ハ其ノ文字通り履行セラレズ従ツテ何等ノ解決ヲ見ルニ至ラズシテ荏苒今日ニ及ビ名義上依然秘露國ニ属スルニ拘ラズ事實上智利共和國ノ占領スル所トナリ同國領土ノ一部ト認メザルヲ得ザル変態ヲ呈セリ「以下略」<sup>(61)</sup>

「名義上依然秘露國ニ属スル」ため、森岡商会は問題なく「移民移入契約」を結び、ペルー移民として配耕できたのであり、「事實上智利共和國ノ占領スル所」であるゆえに、そこから発信された書面に貼られた切手はチリのもの（Chile Correos）ということになる。こうした政治的事情のために、コヤワシン銅山に「転航」した移民と違い、トマシリ耕地行き移民は、自らは移動することなく、チリ転航者となってしまうのであつた。

河野郁三ら一行の到着から半年後の一九〇八年一二月、「第七航海」移民八〇〇余名がカヤオ港に入港した。そして、そのなかの福島県人一一名が、広島県人二四名とともに「トマシリ耕地」に配耕されたのである。<sup>(62)</sup> 福島県人一一名のうちの一一名、藤原栄吉（表一四〇）・新田今朝作（同四一）について、それぞれ、一九一七年、一八年に捜索願が出されている。

新田今朝作は、配耕から八ヶ月ほどたつた一九〇九年八月二九日付で、郷里の兄や妻に対して、以下のよう書翰を送っていた。

拝啓其後ハ暫時御無音ニ打過き候處平に御用捨被下度候「中略」小生モ六ヶ月ノ契約モ首尾能ク六月廿八日

ヲ以テ解除ニ相成候間是亦御安心被下度候當耕地モ契約中ハ併々忍耐モ致シかねる様ナル場合モ再々之レ有リ候ニ付契約解除後ハ他耕地イ轉地致す決心ニテ書面

當耕地來リシ福島縣人九名ハ信夫郡伊達郡安達郡人ニ  
御座候「以下略」<sup>(63)</sup>

モ差上かね居り候處契約解除後ハ萬事仕事ニモ順レシ  
場合ニテ宜敷相成申候「中略」小生儀モ金ハ目下貳百  
円有餘貯イ居リ候ヘ共過般ヨリ送金致シ度考イニテ  
種々心配仕リ居リ當耕監督片山榮殿ニ送金方頼ミ居リ  
候處送金スルニハ監督ヨリ當耕主イ頼ミ耕主ヨリ森岡  
商會ニ送金シ森岡商會が日本金ニ切替イ日本ニ送金致  
ス可キ事ニ候由殘念ナがら日本ヨリ銀行出張所ナク目  
下ハ困入場合ニ候就而五月廿六日今ヨリ三ヶ年前ニ渡  
米致し居り候福嶋縣人九人秘露國（カニイテ）耕地ヨ  
リ當耕地イ来リ候ニ付種々送金ノ方々尋門仕候處彼ノ  
森岡商會イ送金方頼ミ候得共自家イハ今ニ着金無之次  
第傳聞仕リ候得バ再々森岡イ債談致すニ當ニ送金仕リ  
居リ候事ナレバ今ニ自家ヨリ請取シ書診確ニ例着之有  
ル可ク旨至テまぢめナラザル返言故之レ即チ商會ニ於  
テ消費セシナラント考イ附キイヨ／＼帰國之節裁判ノ  
手ヲ経デ請取ヨリ外無シト覺悟仕リ居リ候トノ嘶シ承  
ハリ候「中略」今ヨリ三ヶ年前ニ渡米致サレ居リ候数  
回送金致すモ自家イ届カザル件ニテ商會ト争論し決果

半年の契約期間を満約したあとも、新田は同一耕地に残つていた。新田と共に配耕された福島縣人一〇名のうち七名が、同一耕地および近郊にとどまつていたことも、新田は同書翰に記している。翌一九一〇年に、外務書記生の伊藤敬一がトマシリ耕地を訪れているが、その時点では、配耕された一三六名の日本人移民のうちの残留者は「死亡者三名退耕者九十三名歸國者五名ヲ除イテ現在員三十五名」にすぎなかつたといい、伊藤は「長ク本耕地ニ止ラズシテ近接智利國又ハボリビア方面或ハ里馬ニ向フモノ多キ由ナリ」と報告している。<sup>(64)</sup>

しかし、伊藤報告にはあらわれてこないが、逆に、他の耕地から、同耕地へむけてやつてくる日本人も存在していたことを、新田書翰から読みとることができるだろう。引用部分からは、カニエテ耕地からの移動によつて同耕地に入耕した、九人の福島縣人の存在がうかがえる。「當耕監督片山榮殿」もまた、もともとは、第二航海で一九〇三年に渡秘し、ペルー北部のサン・ハシント耕地に配耕されていた人物である。

前述したようなタクナ県の特殊な統治形態のために、トマシリ耕地「脱耕」後の「近接智利國又ハボリビア方面」への移動は容易であつた。一九一六年までにはタクナ市 Tacna に出て、<sup>(65)</sup> 一九一八年の搜索の時点でも同市内にいることが判明した新田今朝作であるが、<sup>(66)</sup> 一九三一年に、完全なチリ領内であるイキケ港 Iquique で死去している。<sup>(67)</sup> 新田らと同航海で、一九〇九年書翰の時点まで新田と行動を共にしていたことが確認できる藤原栄吉【表一】四〇) も、一九一七年の搜索の結果、チリの首都・サンチャゴの南に位置するランカグア Rancagua でその存在が確認されたのち、<sup>(68)</sup> 一九三九年に、サンチャゴで死去している。

日本からチリへ直接契約移民が送られる」とは (トマシリ耕地を例外として) 一度もなかつたが、硝石をはじめとするチリ国の資源が注目されたことで、東洋汽船の日本—南米航路は終点をチリに置いていた。その結果、コヤワシ銅山やトマシリ耕地の一件で入国した移民に加え、これらの貿易に携わる商人や船員による日系社会が、イキケやバルパライソ Valparaíso といった港町を中心につくられる」とになる。さらには、次節で述べるペ

ルーから北米方面への「転航」志望者が、ガードの堅いペルーでの乗船をさけて、チリからの船便を利用しようと南下してくるようになり、ペルーからチリへの転航という動きが途絶えることはなかつたのである。

#### ④ 北米へ

外務省にとつてもとも憂慮すべき移動が、北米への「転航」であった。日本人移民の多くが賃金の高いアメリカ合衆国をめざしたことは知られているが、契約労働者の入国を認めない合衆国への入国手段として、周辺諸国からの「転航」が利用されるようになつたのである。ハワイ、カナダ、メキシコからのそれがもつとも有名であるが、ペルー移民についても同様のことがいえるのであつた。

米国とは地続きのカナダとメキシコ、領土的併合により合衆国の一端となつたハワイに比べて、ペルーからの「転航」は容易ではなく、ペルーから海岸沿いに船で北上していくコースが一般的であるが、結局、中継地点—寄港地のパナマやメキシコにとどまるケースが多かつたようである。以下の史料は、一九〇七年の段階でペルーに移住していた移民のその後についての、在リマ今

村書記生の報告の一部である。

「前略」他国ニ去リタル者ハ大抵北米合衆国ヲ志シ候ヘ共旅費不足又ハ其他ノ事情ニヨリテ其ノ目的ヲ達スル能ハズシテパナマ、墨国等ニ彷徨セル輩モ多少有之候【以下略】

アメリカ合衆国への「転航」に首尾良く成功した事例は（成功したゆえにこそなのだが）具体的な事例としては、現在まで知り得ていない。一九〇八年渡航の玉田浅太郎（表二二七）に関して、一九一四年、妻ナヲが以下のような捜索願を提出している。

リ候へ共何トモ致方ナク拙者ノ勵ニテ辛ク生活致居候モ到底此儘ニテハ生計立チ兼候ニ付右浅太郎へ歸國促シ度候へ共日今ハ右秘露ニ在住セズ北米カルフォルニヤ州バクレ市ニ移住セシヤノ如ク知己ノ者ヨリ聞及ビ候へ共是又要領ヲ得ズ所在不明ノ為メ如何トモ致シ難ク家族一同ノ困難一方ナラズ候間何卒特別ノ御憐愍ヲ以テ右浅太郎所在御捜索被下成度【以下略】

「北米カルフォルニヤ州バクレ市ニ移住」が事実なら、ペルーから合衆国への「転航」を同時代史料で証明できる希有な事例となるところであつたが、在リマ森領事から、以下のような回答が送られてきたのである。

「前略」右之者去ル明治四十一年八月中南米秘露ヘ出稼致シ當時ヨスマーマ港ミンニコラス耕地ニ於テ業務ニ従事致居候處昨大正貳年四月十二日金円送付ト共ニ用件用来候後ハ今日ニ至ルマデ絶テ通信ナク然ル處元來家計困難ニテ右浅太郎ノ稼ニ依リ漸ク家計ヲ維持シ來リタルニ前記ノ通り既ニ一年餘モ通信サヘ無之次第二テ留守中ハ七十余年ノ父母並二十二歳ヲ首トシ三人ノ子供ヲ預ケラレ何モ所得ナク家計ノ困難ハ日々ニ相迫

この回答を見る限りでは、玉田浅太郎に転航の事実はない

いようである。

一九一二年一月、ペルーからメキシコへの「集団転航」事件が起こっている。メキシコ国ヴェラクルス州にあるオハケニヤ耕地は、一九〇六年から七年にかけて日本人契約移民を大量に導入してきた砂糖収穫地であるが、メキシコ行移民がアメリカ合衆国に密入国することを憂慮した日本政府が一九〇八年に日米紳士協定を結び、日本からの移民導入が不可能になつたことと、折柄のメキシコ革命の混乱により既雇用労働者が欠乏してきたことに危機感を覚え、労働日本人のリーダー格である小川富一郎と小島正三郎をペルーに派遣して、ペルー移民のメキシコ転航を勧誘したのである。その結果、二四名がメキシコに転航している。

転航者の耕地到着から数日後に、外務書記生の荒井金太が試みた「尋問」の記録が残つてゐるが、荒井の「諸君ハ入米ノ目的ヲ以テ來墨セシニハアラザルカ」という質問に対して、転航者のひとりが以下のように答えてゐる。

レルトノ事ナレバ三年以上此ノ耕地ニ労働スル考ニテ決シテ入米ヲ目的トセルモノニアラズ尤モ今回秘露ヨリ十数名米國潜入ノ目的ヲ以テ吾等ト共ニ「サリナクルス」港ニ来リ其レヨリ尙ホ北航セシ者アリ若シ吾等ニシテ入米ヲ目的トセバ彼等ト共ニ北航スル易々タル業ナリシナリ然レトモ之ヲ敢テセザリシハ入米ノ目的ナキヲ證スルモノナラズヤ尙ホ彼等入米目的者ハ各自詳細ナル潛入案内図ヲ携帶シ居レリ

このときの転航者のひとり、ペルー第四航海移民であつた高橋卯三郎の所在搜索<sup>(74)</sup>願が、一九二五年に提出されてゐる。その時点で高橋は、メキシコ・シティ郊外のナウカルパン Naucalpan で外国人經營農場の監督をつとめており、合衆国へ転航することなくメキシコに定着していたことが伺える。しかし、「米國潜入ノ目的ヲ以テ」「北航」していくペルー移民の存在が証言されていたように、多くの転航者は「北」をめざしたのである。

一九一五年一二月、鹿児島県内務部長服部教一は、個人的なツテによつて、外務省勤務の長岡春一に、二人の人間の捜索を依頼している。

〔前略〕本人ノ姓名

佐藤祐丸（二十一歳）

赤木作藏（三十二歳）

此兩人ハ真実ノ兄弟ニテ赤木作藏ハ養子ニ行キテ妻子アリ今ヨリ五年前明治四十三年ニ渡航シタリ渡航ノ際ハ全村ヨリ五人全郡ヨリハ多数アリ募集員ノ募集ニ應シ（無論免状ハ有之候事ト存ル）南米ニテ労働ニ従事スル目的ヲ以テ四十三年七月一二日横濱港出帆布哇メキシコニ立寄リブラジルニ行キ一両年ブラジルニテ農業ニ従事シ後メキシコニ渡リ最後ハ別記ノ場所ニテ銅山鑛夫トシテ働くツ、アリシトノコトニ有之候三年來兩人共ニ何等通信ナク生死不明ニ有之此方ヨリ送りし書面ハ居所不明ナリトテ返戻サレ候最初ハ金モ送リ参リシ由一人ノ方ハ妻子モアルコト故生キテ居レハ音信ノナキ筈ト申居リ候兩人ハ兄弟ニテ何処ニ行クモ相離レズシテ全シ場所ニテ労働ニ従事セント盟ヒ居リシ由ニ御座候右御面倒ナガラ何卒御調査被下候ハ、親ヤ妻子ノ喜ビ此上ナキコト存シ候此段御依頼申上候〔以下略〕<sup>(75)</sup>

こではブラジルとなつてゐるが、實際は、一九一〇年七月、第一五航海移民としてペルーに渡航し、ともにリマ北方のサン・ニコラス耕地に配耕されたペルー契約移民であつた。ペルー側の史料によれば、両者とも半年間の契約を無事満約し、一九一一年三月三〇日、カヤオ港出帆の香港丸に乗船、帰国の途に着いたことになつてゐる。しかし、兄弟は、香港丸の寄港地であるメキシコ沿岸の港で下船し、メキシコへの入国を果たしたのである。当時、リマ領事館では「東洋汽船ニ對シ秘密ヨリ墨國行船客ヲ扱ハサル様命令」<sup>(76)</sup> することで、米国への密入国を目的とするメキシコ転航を阻止しようとつとめていた。そうした措置に對しては、日本までの切符を買つて乗船し途中下船するという方法で対抗し、彼らは「転航」を実践していつたのである。佐藤兄弟もこの方法をとつていたために、ペルー側史料では「帰国」とあつかわれているのであろう。

搜索の手掛かりにと提出された、佐藤祐丸宛書翰「状袋」（「居所不明ナリトテ返戻」されたもの）の宛書は「Señor Sato Japones, Mina Tecolote Carbo, Sonora Mepics (sic)」となつており、メキシコ北部、アメリカ合衆国に接するソノラ州のテコロテ・カルボ鉱山にいた

ことがうかがえる。その後、一九一六年に至つて兄弟から両親宛の信書が届き、所在取調願が取り消されているが、書翰の発信場所は「Cananea Sonora, Mexico」となつており、同じソノラ州のカナネア銅山への移動が確認できる。<sup>(78)</sup> 当時、メキシコはメキシコ革命による動乱の

最中であり、とくにソノラ州の鉱山地帯はその戦場となつていたため郵便局が閉鎖され、音信不通となつていたのであつた。なお、赤木作蔵については、一九二六年にも「所在取調方」が願い出られているが、その際には「ソノラ州デキレ鉱山」在となつており、鉱山を転々と移動していることがうかがえるが、その後、米国への入國を果たし得たかどうかは定かではない。

#### ⑤アルゼンチンへ

「不明者ファイル」登場者中、アルゼンチンへの転航が確認された者は、第六航海者の鈴木茂一郎（表二）二五）、第一〇航海の三品丈千代（同四五）のほかは、関根芳一（同五九）、秋山孝之助（同六〇）、唐沢宇三郎（同六一）、石橋隆増（同六三）と、いずれも自由渡航者である。前節に登場した菅真道（アルゼンチン到達以前に挫折）や、後述する大関昌之助も含めれば、六名の自

由渡航者がアルゼンチンをめざしたことになる。ペルーとは国境を接しておらず、また、アジア人の移住を「間接的」に制限していたアルゼンチンは、契約移民の転航先としては敷居が高かつたということであろうか。

鈴木茂一郎は、一九〇八年、ペルー北部ラ・リベルタード県のマグダレナ・カオ耕地に配耕後、一九一〇年頃までは、「移轉セズ」<sup>(81)</sup>に居たことが確認できる。一九一八年に、その所在に関しラ・リベルタード県の県都であるトルヒーヨ市の日本人会に照会したところ、「亞留然丁ニ轉渡中」との回答があり、捜索の続行が在ブエノス・アイレス領事に依頼されている。

三品丈千代は、一九〇九年、リマ北方のサン・ハント耕地に配耕されたが、その後「亞留然丁ヘ移動」<sup>(83)</sup>している。一九一八年に所在捜索願が提出されているが、ファイル内に残されたのは公信の控類のみで、詳しい調査経過を読みとることができない。しかし、一九二〇年一月八日付の「在佛大使」宛公信控には「同人ハ南米ウルグアイ國ヨリ佛國ニ転航セシモノト認候」<sup>(84)</sup>とあり、詳細不明ながら、アルゼンチンから隣国ウルグアイを経て大西洋を横断し、フランスに渡った、旧ペルー移民の存

在を知ることができるのである。

関根芳二は、一九〇七年に自由渡航者として渡秘。一

九一〇年頃に音信が途絶えたことと、一九一一年末に父・諳蔵が搜索願を提出している。搜索結果は、一九一四年三月に、在チリ日置公使から出されており、芳二<sup>(85)</sup>がアルゼンチン国の首都ブエノス・アイレスに在住していることが報告されている。しかし、判明した住所に父親が手紙を出したところ、「関根朝次郎」という人物から返書が届けられた。それによると、関根芳二は、一九一三年一二月まではたしかに朝次郎と共にブエノス・アイレス市に滞在していたが、その後、<sup>(86)</sup> ブラジルのサンパウロへ向けて出発したというのである。諳蔵は外務省に対して追跡調査を願い出た。そして、一九一七年にはサンパウロの芳二から「コーヒ栽培ヲ主業トシテ漸次森林ヲ開拓」している旨の音信が届けられている。

秋山孝之助は、日露戦争で勲六等に叙せられた「後備陸軍歩兵中尉」で、一九〇七年に自由渡航者として渡航している。「初メ秘魯國」「リマ」ニ在リ後智利國「イキケ」ニ行キ四十二三年頃ヨリ亜留然丁國「ブエノスアイレス」及其付近ニ在リシガ」一九一五年頃より家族との

音信が絶たれたという。一九一八年に、兄より搜索願が提出されているが、その調査結果はファイルには繰り込まれていない。<sup>(88)</sup>

唐沢宇三郎は一九〇八年「明治殖民会社員トシテ南米秘露國ニ渡航シ「カリヤオ」港上陸以来「リマ」市附近ニ在留致該会社解散後同所附近ニ於テ「ゴム」採集等ニ従事致居候此間數度音信有之候後明治四十五年二、三月頃ノ音信ニ依レバ「アルゼンチン」國ニ渡航スル旨記載有之候處大正元年十一月「アルゼンチン」國「ブエノス・アイレス」市 Venezuela No. 2252 発ニテ音信有之」、しかし、その後は、全く連絡がないこと、<sup>(89)</sup> とて、親族から搜索願が出されたのである。搜索の結果、ブエノス・アイレス市内の別の住所で所在が無事、確認されている。「不明者ファイル」から判明するのはハツまでなのだが、別の史料により、その後、さらにチリのタラパカ Tarapacá へ移動した」とが認められるのである。<sup>(90)</sup>

石橋隆増は、一九〇九年にやはり自由渡航でペルーに入り、一九一五年にアルゼンチン国ブエノス・アイレス市から家族に送った書翰を最後に消息がわからなくなつていた。<sup>(91)</sup> 一九一八年の所在搜索の結果、ブエノス・アイレスで生存は確認されたが「生命ニハ異状ナキ由ナレ共

近來在留同胞トノ交際ヲ絶チ出没不明<sup>(94)</sup>であるという。

『アルゼンチン同胞五十年史』には、「在亞邦人は在伯同胞や在秘同胞の如く契約移民として入国した者は一人もな」<sup>(95)</sup>く、「ここに移住した日本人が外の地帯と異なり所謂自由渡航の智識階級者ばかりである」という記述がある。また、同書は、インテリ渡航者は直接アルゼンチ<sup>(96)</sup>ンに入国（当初からアルゼンチンをめざしていた）しており、転航者はおしなべて（インテリではない）労働者階級というイメージで描かれている。こうしたイメージは大局的には間違いないであろうが、不明者ファイルからは、ペルー経由で入国し、アルゼンチンにもどまるところなく、より広範囲の移動を繰り返す自由渡航者の存在が描き出されるのである。

#### ⑥その他の事例

外交文書中的一件書類のような史料にはあらわれてこないため表面化しにくいケースとして、個別に個人的に「雇われる」という形での移動がある。幕末期から、開港場で外国人に「下僕」として「雇われ」た日本人が、主人と共に海を渡つていった事例がよく知られているが、つぎに紹介するのも、そのような形でペルーに渡つた事

例である。

のちに高橋是清との銀山開発事件で有名になる、初代在日ペルー領事のドイツ人「オスカル・ヘーレン」に雇われ、ドイツ経由でペルーに渡つた数名の日本人がいた。<sup>(97)</sup>そのなかの一一名、「伴龍」と「大関昌之助」の名が、不明者ファイルに見られるのである。

伴龍（【表二】五五）について『在ペルー邦人75年の歩み』には、以下のように紹介されている。

ヘーレンが日本から同伴した伴龍という人物については初期の移民間では多くの噂話があつたようだ。

いわくりマの市会議員を勤めた、いわくりマリチヨリヨス電車の設計をした、マツチをエスタンコにして國庫の増収を図る建言をした、初期移民間の柔めごとで田中貞吉の手に余る事件でも伴龍が現れて一言口を利くと忽ちおさまつた、一頃チヤンチヤマヨにいた、フランス系の婦人と結婚した、二人の子供があつた、四国出身の士族だった、ドス・デ・マヨ病院で死亡した、墓がチヨシカにある等々、ゴシップは多いが以上何れもまだ確認されていないが多くは確実性に乏しい<sup>(98)</sup>

この伝説的人物について、一九一〇年に所在搜索願がだされていたのである。

【前略】東京市牛込九市谷富久町一九番地田中銃郎願出ニヨレバ同人従兄伴<sup>(バンマダラ)</sup>龍（五十二才）ナル者明治十年頃獨乙人ヘトレン氏ニ従ヒ獨乙經由貴地ニ赴キ今ヨリ廿年前通信アリタルノミニテ其後消息ナク十三四年前横浜ノ某ガ秘魯ヨリ帰国シ伴ヨリ依頼サレタリトテ「パナマ」帽ヲ前記田中方ニ持來リタル事アリ【中略】秘魯ニテハ「フランシスコ、エル、パン」ト称シ里馬市ノ附近ニテ農業ニ従事シ先方ニテ妻ヲ娶リ子女數人アリトノ事ニ有之候【以下略】

そして、搜索依頼を受けたりマ領事館の回答は「去ル三十二年十二月十二日肺病ノ為メ当市佛國慈善病院ニ於テ死亡シタル事判明<sup>(10)</sup>」といふものであつた。これまで「ばんりう」「Tatsu Ban」などと読まってきた「伴龍」が「バンマダラ」であつたことや、一八九九年にリマの「佛國慈善病院」で死去したことが、同時代史料で確認できた」とになる。

ペルー入国後、そのままペルーに骨を埋めた伴龍に対し、大関昌之助（【表一】五六）は、その後も、国際的に活躍していったことが知られる。六年間に及ぶペルー滞在中には「アンデス山ヲ越ヘマシテ世界有名ノアマゾン河上三位スルチヤンチャマイヨト申シマスル土地ニ在ル砂糖、酒、珈琲等ヲ作リマス農場ニ一ヶ年余モ前主人ノ用事ヲ兼子研究<sup>(11)</sup>」していたこともあつたという。一八八〇年頃に帰国し、一八九一年から一八九八年までは、スペイン語力を生かして、東京のメキシコ公使館で「雇通譯<sup>(12)</sup>」をつとめ、榎本武揚が主催する殖民協会には一八九三年の設立当初から入会している。メキシコ殖民に力を入れていた榎本とメキシコ公使ウオルハイムの依頼を受けて、一八九八年一二月から翌年五月にかけて、メキシコ国チアパス州榎本植民地の視察を行ない、九月には、殖民協会主催で「墨國榎本植民地ノ實況<sup>(13)</sup>」といふ演題の講演を行なつてゐる。殖民協会の会誌『殖民時報<sup>(14)</sup>』の一九〇一年一月号には、「謹賀新年 在秘露 大關昌之佐」という広告が掲載されていることから、そのころにはまたペルーにいたことがわかる。一九〇三年六月に神戸を出帆したペルー第二航海移民に同行したといふ説もあり、事実であれば、最低二回、ペルーへの「再

渡航」を行なつてゐることになる。一九〇七年には横浜の「貿易商谷商會代理人」として、今度はアルゼンチンに渡航。谷商會を辞して後、音信が途絶えがちになつたため、一九一八年、妻イクが搜索願を提出しているが、独立後の大閑は「園藝業ニ従事」し、ブエノス・アイレス市で「在亞同胞中最も古い庭園師」として活躍しており、一九二五年三月に無事、帰国している。

個別雇用による海外渡航という事例は、日本を出る場合だけでなく、渡航先で自由の身になつた契約移民の身にも起こり得る。伊藤藤太郎（【表一】五四）は、第三四航海移民として一九一四年、パラモンガ耕地に配耕されていたが、耕地を出た後の「大正五年十二月秘露ヲ去リ六年五月中濠州へ渡航」したらしいとして、一九一八年に、検索願が出されている。

伊藤のケースは、「転航」というより「短期出張」といすべきものかもしれないが、このようにして国境を越え、結果としてペルーに戻つてこないという「転航」も想定できるだろう。<sup>(13)</sup> アルゼンチン転航者の節で記述した三品丈千代のケースも、こういった「個別的な雇用」による出国が類推される事例である。

#### おわりに

【表一】記載の五四名の契約移民のうち、「地方耕地からリマ首都圏へ」（＝出里）というペルー移民の典型的移動パターンを示す事例は八名にすぎない。これまで書かれてきたいくつかの「ペルー移民史」中に名を残している者も、今回あつかった六五名中、わずか四名である。<sup>(13)</sup> これは、不明者ファイルの史料的性質からくるサンプルのゆがみを反映した結果であり、こうした例外的な事例によって、従来の移民史そのものが否定されるわけではない。従来の「移民史」にはあらわれることのなかつた移民の、個別的かつ具体的な移動の実態が、この不明者ファイルによつて明らかになつたといえるだろう。

これまでの「ペルー移民史」は、首都リマ周辺に大部 分の日系人が集中していることと相俟つて、現在のリマ  
〔以下略〕<sup>(14)</sup>

日系社会を構成するひとびとの直系のルーツである「出里」した移民の事跡を中心に描かれてきた。一方で、リマ日系社会にほとんど痕跡を残すことがなかつた多くの初期移民については、自分たちのアイデンティティの源泉として以上の具体性を求める事はなく、そのため、

その悲惨さが「伝説」となつてゐる「第一航海者」のように、死亡、逃亡、放浪といった物語的イメージでのみ「語られる」ことが多かつたのである。しかし、本稿であきらかにしてきたように、現実の「居所不明者」は、そういつたイメージを払拭するような、主体的に逞しい「移動」を行なつてゐた。第三章に描いた初期移住者の行動が具体的に示すように、国境を越えた移動を意味する「転航」も、ペルーの地方から首都リマへの移動を意味する「出里」も、個人のレベルにおいてはまったく同レベルの行動であつた。しかし、「移動」の終点がペルー国境を越えてしまつた転航者は、まず、国境という行政レベルの線引きによつて「ペルー移民史」外の存在となり、終点がペルー国内にあつても、リマ日系社会につらなることのなかつたものは、日系社会という見えない線引きによつて、やはり「ペルー移民史」外の存在となつてきたのである。本稿で描いてきた個別事例研究の

もつ意味は、これまでの「ペルー移民史」が描いてきた全体像に、より具体的な肉付けを加えるところにあるのはもちろんであるが、それと同時に、これまで描かれてきた「移民像」そのものの「歴史性」の照射につながる点にあるだろう。

最後に、「不明者ファイル」そのものの伝来にかかる点を指摘して、本稿のむすびとしたい。「出稼ぎ」「漫遊」等を目的として海外に渡航した者からの音信が途絶えると、郷里の留守家族はさまざま手段を講じてその行方を追つたことだろう。が、最終的にその「私的」問題の解決が公的機関に委ねられ、外務省が「公的に」依頼に答えた時に、不明者ファイルのような史料が作成され、それが外交史料館に保管されてきたのである。不明者ファイル綴り込みの書類は、いわば「国家」と「国民」との直接対話の記録であり、近代日本における「國家と国民の関係」を、海外移住という歴史事象を通して考察する、ひとつの素材を提供しうる史料なのである。

#### 註

(1) 契約移民が当初の契約耕地から別の耕地に(契約満了の上で、あるいは解約、脱耕して)移転する「転耕」(移転先が耕地でなければ「転住」、とくに耕地から都会へ出

る場合は「出市」等)、当初の渡航国からべつの国に越境、移動する「転航」など、さまざまな形での移動があり得る。また、こうした用語は、当時、厳密に区別して使用されていたわけではなく、「転渡」「転地」などの用例も見られる。

(2) Toshio Yanagida y María Dolores Rodríguez del Arisal, *JAPONESES EN AMERICA*, MAPFRE, Madrid, agosto de 1992. が、アメリカ大陸を全体として、大局的に移動の全体像をつかもうとしている。鈴木譲一『日本入出稼ぎ移民』平凡社、一九九二年一月、なども、概説的ではあるが、全体的な移動に留意している。

(3) もつとも著名なものは、ペルーからボリビアへ「転航」した新垣庸英の日記であろう。(小野基雄「アンデスを越えた人々—ボリビア日本人の先駆者—」『移住研究』(海外移住事業団)第六号、一九七〇年三月、一頁。大塚真琴「新垣庸英とボリヴィア逃亡移民」『移住研究』(国際協力事業団)第一九号、一九九一年三月、八九頁。)日本→台湾→日本→ペルー→アルゼンチン→日本という移動歴をもつ金城次郎の日記も興味深いものである。(金城功「ペルー移民・金城次郎氏と『日記』—移民の苦闘の歴史を語る貴重な記録—」『国際おきなわ』一九八四年夏号、三〇頁。同「金城次郎氏の日記にみる移民の転耕などについて」『沖縄史料編集所紀要』(沖縄県沖縄史料編集所)第一〇号、一九八五年三月、九五頁。同「金城次郎氏の日記にみるペルー移民の生活の断面について」同誌第一号、一九八六年三月、四七頁。同「金城次郎氏の日記

にみるペルー移民の生活について』『史料編集室紀要』(沖縄県立図書館史料編集室)第二二号、一九八七年三月、一一六頁。同「金城次郎氏と日記」同誌第一四号、一九八九年三月、七一頁。)筆者も以前、メキシコからキューバに「転航」した人物の書翰を紹介したことがある。(赤木妙子・柳田利夫「渡辺忠一宛書翰を通して見たメキシコ日系社会の諸側面—収集史料の紹介と分析—」『移住研究』第三一号、一九九四年三月、九一頁。)

(4) 「事件」性のない個別的・散発的な「移動」の場合、同時代史料が残されること自体が稀れである。個別的かつ散発的であっても、たとえば、密入国に失敗して官憲に逮捕されなどすれば、「事件」として調書などが残されるが、「成功」してしまえば(こちらのケースこそ、移民史における「転航」を語る上では必要な事例なのだが)同時代史料が残ることはなく、また、後年、回顧録や口述資料が残されるとしても、その辺りのことは「語られない」ことが多いのである。

(5) 移民書翰の重要性と希少性については、拙稿「布哇(ハワイ)出稼移民の郷里への書翰を通してみた移民集団の諸階層—福島県田村郡滝根村出身・佐藤常蔵の周辺—」『古文書研究』(日本古文書学会)三八号、一九九四年三月、五一頁参照のこと。

(6) 日本国外務省外交史料館所蔵「外国(布哇ヲ除ク)渡航日本人居所不明者取調及帰国又ハ送金説諭ニ関シ各府県申請雑件」[二一八一二一二四五] (以下、本稿では同ファイルを「不明者ファイル」と呼ぶ)「布哇国出稼本

邦人住所生死取調雑件」〔三一八一〕「一五六」。「布哇国出稼本邦人帰国又ハ送金説諭雑件」〔三一八一〕「一二六六」（アジア方面に関するものだけを集めた「本邦人行衛不明者関係雑件」〔三一八一〕「一二〇九」もあるが、不明者ファイルにも、アジア地域やハワイのものが若干綴り込まれている。）「在外本邦人所在捜査及帰国送還等二関スル説諭方申請雑件」〔三一八一〕「一三一三」。「在外本邦人死亡雑件」〔三一八一〕「一二五二」。「在外本邦人死亡及遺産関係雑件」〔三一八一〕「一三〇三」。

(7) ペルーへの契約移住は一八九九年にはじまるが、その時点から、東洋汽船が日本—南米航路を定期的に運航する一九〇九年までの期間を、移住「初期」と位置づける。それ以降を「中期」とすれば、一航海毎の人数は比較的小規模ながら、年に複数回の渡航がみられる「中期」に対して、大人数の集団が数年の間隔をあけて入国していることが「初期」の特徴であることができる。

(8) たとえば、チリ公使が、一九〇七—八年までアルゼンチン、一九〇八—九年までペルー、一九一九—三六年までボリビア公使をそれぞれ兼任していたように、南米各国に公館が置かれるまで、その管轄区域が入り組んでいたことによる。

(9) 外交史料館所蔵「移民取扱人ヲ経由セル海外渡航者名簿」〔三一八一〕「一三八」、その他の史料をもとに作成した、ペルー移民すべてのデータベース。

(10) うち二名（表一）五五、五六は他国からペルーへの「転航」であり、そのうちの一名は帰国後「再渡航」して

いる。また、その他にも、アメリカ合衆国への「転航」者として搜索された結果、ペルー国内で所在が確認されたケース（同二七）、「不明者ファイル」ではメキシコへの転航の可能性が論じられていた（搜索結果不明）が、他史料によりペルー国内への残留が確認できたケース（同二）、ブラジル渡航者として搜索願が提出されているが提出者の勘違いだったケース（同四八）があるが、これらは数に含めていない。

(11) 前掲小野論文（註（3）参照）一頁。JAPONESES EN AMERICA（註（2）参照）pp.240-261。『日本人ボリヴィア移住史』日本人ボリヴィア移住史編纂委員会、一九七〇年、一八〇三二頁。

(12) 伊藤敬一「秘露國本邦移民事情報告」『移民調査報告』（外務省通商局）第五卷、一九一〇年一二月、三五頁。

(13) 一九〇七年四月一五日付、在リマ今村書記生より石井通商局長宛「明治植民合資会社取扱移民二百五十名秘露著後ノ情況報告ノ件」『日本外交文書』第四〇卷第一冊、一九六一年三月、八一三頁。ほぼ同様の表現が、前掲「移民事情報告」（註（12）参照）三九頁に見られる。

(14) 一九〇九年一月六日付、阿部清より日本帝国領事館宛「來簡写」『日本外交文書』第四二卷第二冊、一九六一年一月、一五五頁。

(15) 一九〇九年一月二九日付、在リマ野田通訳官より萩原通商局長宛「明治植民合資会社取扱移民送金ノ延着及び不着ニ関スル件」『日本外交文書』第四二卷第二冊、一五一頁。

(16) 『日本外交文書』第四三卷第二冊、一九六二年三月、  
一二六六頁。

(17) 前掲「移民事情報告」(註(12)参照)四二頁。

(18) 一九一三年一月七日付、外務大臣より在リマ領事宛  
「新潟縣民阿部清へ再説諭取計方ニ関スル件」控、不明者  
ファイル第一〇巻。

(19) ペルー日本人移住記念史料館所蔵「泰平山慈恩寺弔  
靈錄」

(20) 一九〇九年一月八日付、在リマ野田書記生より萩原通  
商局長宛「明治植民合資会社ノ行為ニ関スル件」『日本外  
交文書』第四二卷第二冊、一〇三頁。

(21) 一九〇九年一月二〇日付、在リマ野田通訳官より萩原  
通商局長宛「明治植民合資会社ノ行為ニ関シ統報ノ件」  
『日本外交文書』第四二卷第二冊、二〇六頁。

(22) 一九一一年五月九日付、田井ミツより萩原通商局長宛  
「搜索願」、不明者ファイル第一九ノ一巻。

(23) 山脇正旗『秘露國アマゾン上流森林地踏査報告』拓務  
省拓務局、一九一九年一〇月、二四頁。

(24) 一九一七年三月一日付、本野外相より在リマ齊藤領事  
宛「内藤清太所在搜索並ニ帰国説諭方ノ件」控、不明者  
ファイル第一四ノ一巻。

(25) 一九一二年二月七日付、内藤禮三他二名より通商局第  
三課宛「歸國御説諭願」写、不明者ファイル第一四ノ一  
巻。

(26) 一九二二年三月五日付、在リマ森領事より内田外相宛  
「山梨縣人内藤清太所在検査及帰國説諭方ノ件」、不明者  
ファイル第一四ノ一巻。

ファイル第二四ノ一巻。

(27) ペルー日本人移住記念史料館所蔵「秘露移民航海者名  
簿」第一号。

(28) 一九二三年五月一九日付、酒井金八より坂田通商局長  
宛「具申書」、不明者ファイル第二〇巻。

(29) 一九二三年七月一八日付、土屋源藏より牧野外相宛書  
翰、不明者ファイル第一〇巻。

(30) 一九一四年八月一七日付、在リマ森領事より加藤外相  
宛「千葉縣民土屋賢安否取調方回答之件」、不明者ファイル  
第一〇巻。

(31) 伊藤敬一「秘露國「マドレ、デ、デオス」河附近ニ於  
ケル狀況一班」『移民調査報告』第九卷、一九一二年三月、  
三二三頁。

(32) 一九一六年一二月二七日付、小林卓仁他三名より佐藤  
福井県知事宛「搜索御願」、不明者ファイル第二四ノ一巻。

(33) 一九一七年七月一六日付、暮国リベラルタ市日本人協  
會より在リマ領事館宛書信写、不明者ファイル第二四ノ  
一巻。

(34) 一九一七年九月六日付、在リマ齊藤領事より本野外相  
宛「福井縣人小林藤松住所搜索方ニ関スル件回答」、不明  
者ファイル第二四ノ一巻。

(35) 前掲註(33)参照。

(36) 前掲小野論文(註(3)参照)二二頁。

(37) 前掲「移民事情報告」(註(12)参照)一頁、四七〇四九  
頁。

(38) 一九一六年一〇月二七日付、富永音次より寺内外相宛  
「山梨縣人内藤清太所在検査及帰國説諭方ノ件」、不明者  
ファイル第二四ノ一巻。

「所在捜査ノ件申請」、不明者ファイル第二三ノ二卷。

大脇矢七 鹿児島 綿花栽培

渡辺彥八 熊本 珍珠綿花栽培及牧畜

(39) 一九一〇年一二月一七日付、富永政太郎より両親宛書翰、不明者ファイル第二三ノ二卷。

片山善喜 熊本 珍珠綿花栽培

(40) 一九一七年四月一九日付、池田孝造より在リマ領事館宛書翰写、不明者ファイル第二三ノ二卷。その後の搜索情況関係書類は「在外本邦人所在捜査及帰国送還等ニ関スル説論方申請雑件」(註(6)参照)T之部第一卷に綴られている。

松尾長藏 福岡 珍珠綿花栽培

樋尾 緑 福岡 珍珠綿花栽培

奥山景洋 静岡 医師

(41) 前掲『森林地踏査報告』(註(23)参照)六四頁。

(42) 前掲註(40)参照。

(43) 前掲『森林地踏査報告』(註(23)参照)四一八頁、六二一六三頁。

(44) 一九一四年六月一日付、新村キクより外務省人事局宛書翰、不明者ファイル第二二卷。

(45) 一九一五年六月一六日付、森岡移民合名會社秘露支店より在リマ領事館宛來翰写、不明者ファイル第二二卷。

(46) 前掲『森林地踏査報告』(註(23)参照)六四頁。

(47) 桜井進(編)『在秘同胞年鑑』日本社、一九三五年一月、四〇一~四〇二頁「ロレント州之部」。

(48) 登場するのは左記一二名である。

(49) 前掲註(40)参照。

(50) 『日本外交文書』第四一卷第二冊、一九六一年二月、三四〇~三四三頁。

(51) 一九〇八年三月二三日付、森岡真より安樂警視總監宛「秘露契約移民轉住者ノ件ニ付上申」『日本外交文書』第四一卷第二冊、三四〇頁。

(52) 不明者ファイル第一七卷。脱耕した有田への貸金の返済を連帯保証人の水野代吉と伏見峯藏に求める裁判を、

森岡真が起こしたため、水野が本人・有田の所在捜査を外務省に対して訴えている。

(53) 一九〇八年三月三一日付、石井通商局長より在リマ野田書記生宛「菅真道生死取調ノ件」、不明者ファイル第一七卷。

(54) 前掲註(49)参照。

(55) 一九〇八年一月日付、関稔雄より菅端友宛「真道友人関稔雄ヨリ來翰之写」、不明者ファイル第一七卷。

(56) 野田良治「智利共和國北部礦業地視察報告書」『移民調査報告』第一卷、一九〇八年一二月、一九頁。入山か

- ら約一年後の報告であるが「二名は病死シ十三名ハイキケ方面ニ逃亡シ残リ四十餘名ハ一日五志ノ賃金ニテ労働中ナリシモ其後更ニ數名ノ逃亡者ヲ生ジ且本年二月ニ入り悉皆同鑛山ヲ退去シタル筈ナリ」とある。
- (57) 一九一七年一二月一日付、在チリ飯島臨時代理公使より本野外相宛「新潟縣民諒訪長太郎帰國説諭方ニ関スル件」、不明者ファイル第二五ノ一卷。
- (58) 一九一二年三月一八日付、不破佐賀縣知事より坂田通商局長宛「外國在留民保護ニ關スル件」、不明者ファイル第一九ノ一卷。
- (59) 前掲註(27)参照。
- (60) 一九〇九年六月二二日付、小野村村長・武島儀一郎より萩原通商局長宛「河野郁三居所其他取調ニ關スル件」、不明者ファイル第一八ノ一卷。
- (61) 野田良治「アリカ、ラパス鐵道布設地方視察報告書」「移民調査報告」第一卷、一九〇八年一二月、四頁。
- (62) 前掲註(27)参照。
- (63) 一九〇九年八月二九日付、新田今朝作より新田宗治郎・ヒサ、影山亀作宛書翰、不明者ファイル第二五ノ一卷。
- (64) 前掲「移民事情報告」(註(12)参照)二五頁。
- (65) 一九一六年一月一五日付、大田伝右衛門より新田ケサ宛書翰、不明者ファイル第二五ノ一卷。
- (66) 一九一八年八月一四日付、在チリ内山公使館事務取扱より後藤外相宛「福島縣人新田今朝作所在取調方ノ件」、不明者ファイル第二五ノ一卷。
- (67) 国会図書館特別資料室所蔵「戦前チリ国における日本在留民台帳」「移(2)一一一」。
- (68) 一九一七年一二月二七日付、在チリ飯島臨時代理公使より本野外相宛「福島縣人藤原栄吉安否取調方ノ件」、不明者ファイル第二五ノ一卷。
- (69) 前掲「日本在留民台帳」(註(67)参照)
- (70) 一九〇七年四月一日付、在リマ今村書記生より通商局長宛「森岡真取扱秘露第二回契約移民其後ノ情況報告ノ件」「日本外交文書」第四〇卷第二冊、七七五頁。
- (71) 一九一四年九月一四日付、玉田ナヲより外務省宛「所在搜索ノ義ニ付御願」、不明者ファイル第二一卷。
- (72) 一九一四年一〇月六日付、在リマ森領事より加藤外相宛「新潟縣人玉田浅太郎所在搜索方ニ關スル件」、不明者ファイル第二一卷。「航行繼續ノ危険」とは、第一次大戦による太平洋上のドイツ軍艦の脅威をさしている。
- (73) 荒井金太「墨国「ヴエラクルス」州「オハケニヤ」耕地移民状態視察報告書」、外交史料館所蔵「帝国官吏出張及巡回雑件」「六一一一六一一・五・一二・一」第二卷。
- (74) 一九一五年九月二九日付、菅野正晴より通商局長宛書翰、「在外本邦人所在搜查及帰國送還等ニ關スル説諭方申請雜件」(註(6)参照)T之部第三卷。
- (75) 一九一五年一二月三〇日付、服部教一より長岡春一宛書翰、不明者ファイル第二三三ノ一卷。
- (76) 前掲「航海者名簿」(註(27)参照)第二号。
- (77) 一九一二年二月八日付、在リマ伊藤領事館事務代理より内田外相宛「在秘露本邦移民ノ墨國転航阻止ノ措置二

關シ回答ノ件」電報、『日本外交文書』第四五卷一冊、一九六三年三月、三四五頁。

(78) 一九一六年三月二日付、服部教より長岡春一宛書翰、不明者ファイル第二三ノ一卷。

(79) 一九二六年八月一六日付、幣原外相より在メキシコ大儀見總領事館事務代理宛「赤木作造所在取調方ニ関スル件」控、「在外本邦人所在搜査及帰国送還等ニ関スル説明方申請雑件」(註(6)参照)A之部第一卷。

(80) 日置益「亞爾然丁國ニ關スル所見報告」『移民調査報告』第二卷、一九一〇年一月、一六頁「渡航者ノ種類ヲ白人種ニ限り以テ人種ノ維持改良ヲ行ハントシツ、アルノ事情アリ加之當國ハ伯國及秘露等ト異リ渡航補助費ヲ給セザルニモ拘ラズ歐洲移植民ノ渡來ハ年々他國ノ数倍ニ上リツ、アリ」。

(81) 一九一八年八月一四日付、鈴木茂夫より外務省宛「搜索御願」、不明者ファイル第二五ノ一卷。

(82) 一九一九年一月九日付、通商局より鈴木茂夫宛公信控、不明者ファイル第二五ノ一卷。

(83) 一九一八年九月一二日付、通商局より三品袈裟春宛公信控、不明者ファイル第二五ノ一卷。

(84) 一九一〇年一月八日付、内田外相より在フランス大使宛「山梨縣人三品丈千代所在取調方ニ関スル件」控、不明者ファイル第二五ノ一卷。

(85) 一九一四年三月六日付、在チリ日置公使より牧野外相宛「埼玉縣民関根芳二所在搜索方ニ関スル件」、不明者ファイル第一九ノ一卷。

ペルー初期移住者の「転耕・転住・転航」

(86) 一九一四年七月二七日付、関根諧藏より外務省宛書信、不明者ファイル第一九ノ一卷。

(87) 一九一九年九月五日付、関根盛司より通商局長宛「搜索御願」、「在外本邦人所在搜査及帰国送還等ニ関スル説明方申請雑件」(註(6)参照)S之部第一卷。

(88) 賀集九平『アルゼンチン同胞五十年史』誠文堂新光社、一九五六年一二月、三二頁によると、秋山のアルゼンチノ入国は「明治四十二年」である。

(89) 一九一八年九月二十五日付、秋山中より中村アルゼンチノ公使(在日中)宛書翰、不明者ファイル第二五ノ一卷。

(90) 一九一四年八月一二日付、吉田勝三郎より加藤外相宛「搜索願」、不明者ファイル第二二卷。

(91) 一九一四年一二月二七日付、在チリ飯島臨時代理公使より加藤外相宛「群馬縣人唐澤宇三郎搜索方ニ關シ回答ノ件」、不明者ファイル第二一卷。

(92) 前掲「日本在留民台帳」(註(67)参照)

(93) 一九一八年三月三日付、鈴木太一より外務省宛書翰、不明者ファイル第二五ノ一卷。

(94) 一九一八年六月九日付、在チリ田付公使より後藤外相宛「千葉縣人石橋隆増生死取調方ノ件」、不明者ファイル第二五ノ一卷。

(95) 前掲「五十年史」(註(88)参照)、四五三頁。

(96) 前掲『五十年史』(註(88)参照)、前書き。

(97) 伊藤力・吳屋勇(編著)『在ペルー邦人75年の歩み』ペルー新報社、一九七四年一月、一一頁「数人の日本人を同伴したのだが、その一人が伴竜と呼ぶ人物であつた。」

他は現在のところ確かな資料がない。ほぼ確実と見られる者に中村万吉、井上賢吉と鍛冶屋某があり、確実性は乏しいが、他に大関正之助がいる。」

(98) 前掲「75年の歩み」(註(97)参照)一六頁。伴龍が登場する史料には、後述する高橋是清の自叙伝や、一八九三年にペルーを「探検」した青柳郁太郎の記録がある。「滞留一ヶ月半ヲ経テ日本人判某ニ邂逅ス」(青柳郁太郎「南遊紀行附秘魯事情」『殖民協會報告』(殖民協會)第一九号、一八九四年一一月、九頁。)

(99) 一九一〇年八月六日付、在リマ相羽副領事より外務大臣宛「所在生死調査ノ件」、不明者ファイル第一八ノ二巻。

(100) 一九一〇年一〇月一〇日付、在リマ相羽領事代理より小村外相宛「伴龍生死取調ノ件」、不明者ファイル第一八ノ一巻。

(101) 高橋是清の口述自叙伝には、「一八九〇年に高橋がペルーに上陸したときの出迎えについて、以下のように記載されている。「いよいよ船を下りようとするところへ、ヘーレン氏と番頭のビエグラ、日本人の伴龍などを連れてやつて来た」(上塚司『是清翁一代記』上巻、朝日新聞社、一九二九年一二月、三七五頁)。この段階では「伴龍」にぶりがなは振られていないが、同書を「補正、校訂」した『高橋是清自傳』千倉書房、一九三六年二月、三六一頁では、「伴龍」となっている。ペルー側の最新の研究成果である Mary Fukumoto, HACIA UN NUEVO SOL — Japoneses y sus descendientes en el Perú, Lima, abril de 1997, p.116. や

は「Tatsu Ban」と記述されている。

(102) ヘーレンに同行したと仮定しての年次である。前掲『75年の歩み』(註(97)参照)一三頁には、「ヘーレンと同行して來たか、或いは後日日本から呼び寄せられたかしてヘーレンの通訳として雇用されていた」とある。

(103) 大関昌之佐「墨國梗本殖民地ノ實況」『殖民時報』(殖民協會)第七一号、一八九九年一一月、八頁。

(104) 『殖民協會報告』第一号、一八九三年四月、一一六頁。

(105) 『殖民時報』第七一号、一八九九年一〇月、八四頁。

(106) 『殖民時報』第八五号、一九〇一年一月、五三頁。

(107) 前掲『75年の歩み』(註(97)参照)一三頁「その後帰国し、改めて第二航海の際、森岡秀吉らに同行して渡秘し

たともいわれるが真偽の程は解らない。」

(108) 一九一九年一一月一〇日付、在ブエノス・アイレス山崎領事より内田外相宛「神奈川縣人大関昌之助所在捜索方ノ件」、不明者ファイル第二五ノ二巻。

(109) 前掲『五十年史』(註(88)参照)三〇頁。

(110) 一九一八年一〇月一四日付、川崎福島県知事より埴原通商局長宛「福島縣人伊藤々太郎捜索願ニ関スル件」、不明者ファイル第二五ノ二巻。

(111) ただし、伊藤の場合、帰路、乗船した筈の船が行方不明になつてゐることから、海上遭難により死亡した可能性が高いという。(一九一九年一一月三日付、在リマ斎藤領事より内田外相宛「福島縣人伊藤々太郎ニ関スル件」、不明者ファイル第二五ノ一巻。)

(112) 石川友紀・米盛徳市「ペルーにおける沖縄県出身自由

移民の都市集中と職業構成の変遷」『琉球大学法文学部紀要 史学・地理学篇』第二七・一八合併号、一九八四年

一〇月、一七頁。柳田利夫「リマ市におけるレチエリア

(牛乳商)と天草郡出身ペルー移民—契約移民の都市への動きと呼び寄せ移民の役割」『史学』(1)田史学会)第六

一卷四号、一九九三年三月、一頁。

(113) 渡秘日本人の先駆者として登場する伴竜、大関昌之助

のほか、『日本人ペルー移住の記録』(ラテン・アメリカ協会、一九六九年一月)一四六頁に、バランカ町の「特色ある人物」として齊藤勇が、五五頁に、「西語の辞典を編纂した」として田井佳太郎が登場している。

(114) 日系社会のなかから出てくる移住史が、自分たちの直系のルーツとしての「地方からリマへ移動した移民」の事績を中心とするのは理解できることがあるが、そういう意図に基づかない研究の場合でも、現存する資史料、および聞き取り可能な関係者の有無という「史料的制約」から、結果的に、(現在の)リマにつながるペルー移民の歴史が中心となってしまうことが多い。(拙稿「ペルー移民の人脈形成と職種—福島県出身・高橋内橋の周辺から—」『移民研究年報』(日本移民学会)第三号、一九九七年三月、三七頁。同「呼び寄せネットワークと県人意識の形成—リマ在住福島県人の事例を通して—」柳田利夫編著『リマの日系人』明石書店、一九九七年三月、三三頁。)

〔付記〕本稿は、平成九年度文部省科学的研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

〔追記〕本稿校正中の一九九八年一月中旬、*HACIA UN NUEVO SOL-Japoneses y sus descendientes en el Perú*

(註(11)参照)の著者である Mary Fukumoto もとの証報がもたらされました。謹んで「冥福をお祈り申し上げます。